

無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）

（免許手続規則別表第2号、別表第2号の2、別表第2号の3、別表第2号の4及び別表第2号の5）

平成十六年十一月九日

総務省告示第八百五十九号

最終改正 平成二十二年七月三十日 総務省告示第二百七十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する。

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式																三 コード表	
	別表第二号						別表第二号の二								別表第二号の三			別表第二号の四
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第1	第3		
無線局種別コードの欄	○	○	○	○	○	○									○	○	○	別表第一号
放送事項の欄	○				○													別表第二号

無線設備 の設置場 所の欄	○																	別表 第三号
無線設備 の設置場 所又は常 置場所の 欄		○																
移動範囲 の欄		○											○					別表 第四号
業務区域 の欄																	○	
船舶の用 途コード の欄			○															別表 第五号
用途コー ドの欄														○				
旅客定員 コードの 欄			○												○			別表 第六号
長さコー ドの欄			○												○			別表 第七号
航行する 海域コー ドの欄			○												○			別表 第八号

航行区域 又は従業 制限コー ドの欄			○												○	別 表 第 九 号
施行規則 第 28 条 第 2 項の 無線設備 等の欄			○													別 表 第 十 号
施行規則 第 28 条 第 3 項及 び第 6 項 の無線設 備等の欄			○													別 表 第 十 一 号
航空機の 用途コー ドの欄				○												別 表 第 十 二 号
用途コー ドの欄														○		
人工衛星 の軌道又 は位置の 欄					○	○										別 表 第 十 三 号
装置の区 別の欄											○					別 表 第 十 四 号

送信の方式コードの欄							○											別表第十五号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄													○					
通信方式コードの欄							○	○	○	○	○	○						別表第十六号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄													○					
送信機の欄							○	○	○	○	○	○	○	○				別表第十七号
受信機の欄									○									別表第十八号
空中線の欄							○	○	○	○	○	○	○	○				別表第十九号
周波数配列情報の欄										○			○					

回線の条件コードの欄									○										別表第二十号
無給電中継装置の欄									○										別表第二十一号
附属装置の欄							○	○	○	○	○				○	○			別表第二十二号
工事設計の欄																		○	別表第二十三号

注 記載するコードは、○印を付したものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 基本コード

項目	コード
固定局	F X
放送局	B C
放送試験局	B E

海岸局	F C
航空局	F A
基地局	F B
携帯基地局	F P
無線呼出局	R P
陸上移動中継局	F B R
陸上局	F L
船舶局（特定船舶局を除く。）	M S
特定船舶局	M S S
遭難自動通報局	D S
船上通信局	M B
航空機局	M A
陸上移動局	M L
携帯局	M P
移動局	M O
無線測位局	R N
無線航行陸上局	R L
無線航行移動局	R O
無線標定陸上局	L R
無線標定移動局	M R
無線標識局	R B
地球局	T C
海岸地球局	T I
航空地球局	T B
携帯基地地球局	T Y P
船舶地球局	T G
航空機地球局	T J
携帯移動地球局	T U P
宇宙局（人工衛星局を除く。）	M E
人工衛星局	E K T
放送衛星局	E V
放送試験衛星局	E B E
非常局	E M
特定実験試験局	E X T
実験試験局	E X

実用化試験局	D V T
アマチュア局	A T
簡易無線局	C R
構内無線局	L O
気象援助局	S M
標準周波数局	S S
特別業務の局	S P

第2 補足コード

項目	コード
V S A T地球局	T S
V S A T制御地球局	T T
パーソナル無線	P A

別表第二号 放送事項コード

項目	コード
報道	01
教育	02
教養	03
娯楽	04
広告	05
その他	06
日本放送協会が委託により行わせる放送	07
一般放送事業者が委託により行わせる放送	08
放送事業者が委託により行わせる放送	09

別表第三号 設置場所の区別コード

項目	コード
送受信所	W
送信所	T
受信所	R
通信所	O
制御所	C
統制通信所	G
監視所	M

監視制御所	B
中継所	Y
無給電中継装置	F
演奏所	S
送受信所及び制御所	J
受信所及び制御所	P
送信所及び制御所	U
受信所及び通信所	Q
送信所及び通信所	V
予備送信所	5

別表第四号 移動範囲コード及び業務区域コード

第1 基本コード

項目	コード
関東総合通信局管内	A
信越総合通信局管内	B
東海総合通信局管内	C
北陸総合通信局管内	D
近畿総合通信局管内	E
中国総合通信局管内	F
四国総合通信局管内	G
九州総合通信局管内	H
東北総合通信局管内	I
北海道総合通信局管内	J
沖縄総合通信事務所管内	O
全国	N
通信の相手方の無線ゾーン内	M
常置場所のある市区町村	P
当該事業所の事業区域内	Q
免許人の業務区域内	R
免許人の業務区域内及び応援協 定等の地域	S
沖縄、宗谷、網走、根室支庁を 除く全国	S J

免許人及び業務委託先の事業者 の業務区域内	T
全国及び日本周辺海域	U
構内	Y
第一管区海上保安本部管内	1 M
第二管区海上保安本部管内	2 M
第三管区海上保安本部管内	3 M
第四管区海上保安本部管内	4 M
第五管区海上保安本部管内	5 M
第六管区海上保安本部管内	6 M
第七管区海上保安本部管内	7 M
第八管区海上保安本部管内	8 M
第九管区海上保安本部管内	9 M
第十管区海上保安本部管内	X M
第十一管区海上保安本部管内	Y M
日本周辺海域	J W
太平洋	Z 0
北太平洋	Z 1
日本海	Z 2
オホーツク海	Z 3
沿岸海域	Z 4
ベーリング海	Z 5
南太平洋	Z 6
インド洋	Z 7
遠洋区域	Z 8
平水区域	Z 9
沿海区域	Z 10
近海区域	Z 11
全海域	Z 12
空港内	A P
関東管区警察局管内	P A
中部管区警察局管内	P C
近畿管区警察局管内	P E
中国管区警察局管内	P F

四国管区警察局管内	P G
九州管区警察局管内	P H
東北管区警察局管内	P I
北海道管区警察局管内	P J
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31

島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47
その他	X

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

第2 付加コード

項目	コード
、その周辺	/
、その周辺、上空	V
、沿岸水域	W
、沿岸水域、その上空	R
、その上空	S
、委託業務区域	U
、周辺海域	P
、その周辺、周辺海域	Q
、その周辺、沿岸水域	T
、その周辺、沿岸水域、上空	M
、周辺海域、その上空	N
(沖縄を除く。)	K
、その周辺、周辺海域、上空	L
東部、その周辺	1

南部、その周辺	2
西部、その周辺	3
北部、その周辺	4
中部、その周辺	5
及び関東総合通信局管内	A
及び信越総合通信局管内	B
及び東海総合通信局管内	C
及び北陸総合通信局管内	D
及び近畿総合通信局管内	E
及び中国総合通信局管内	F
及び四国総合通信局管内	G
及び九州総合通信局管内	H
及び東北総合通信局管内	I
及び北海道総合通信局管内	J
及び沖縄総合通信事務所管内	O

別表第五号 船舶の用途コード

項目	コード
旅客船	P S G
貨客船	P C S
貨物船	C R G
油送船	O L T
巡視船	P T V
漁船	F S B
漁貨物船	F C S
小型船	M N S
レジャー船	L S R
雑船	Z T S

別表第六号 旅客定員コード

項目	コード
12名を超え250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

別表第七号 長さコード

項目	コード
12m未満の船舶	S
12m以上の船舶	L

別表第八号 航行する海域コード

項目	コード
施行規則第28条第1項第1号のA1海域	A1
施行規則第28条第1項第2号のA2海域	A2
施行規則第28条第7項ただし書のインマルサット人工衛星の通信圏であつて上記のA1海域及びA2海域を除いた海域	A3
上記の各海域以外の海域	A4

別表第九号 航行区域又は従業制限コード

項目	コード
平水区域	HSK
沿海区域	EKK
近海区域	KKK
遠洋区域	EYK
限定沿海	EKG
限定近海	KKG
2時間限定沿海	E2G
瀬戸内限定	EKS
第1種	F1S
第2種	F2S
第3種	F3S
小型第1種	FK1
小型第2種	FK2
なし	NNN

別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード

第1 局種コード

項目	コード
船舶局	MS
携帯局	MP

船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P
陸上移動局	M L

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	H F
超短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	V H F
中短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H F
中短波及び短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	M H T
短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	H F T
27MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	27 T
40MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	40 T
150MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	150 T
400MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	400 T
漁業地域情報システム (マリンホーン)	M R P
インマルサットB型	I M B
インマルサットC型	I M C
インマルサットD型	I M D
インマルサットF型	I M F
インマルサットM型	I M M
インマルサットミニM型	I M M M
インマルサットB G A N型	I M B G A N
N - S T A R衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	N S T
携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	C L P
その他	N N N

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十一号 局種コード

項目	コード
船舶局	M S
船舶地球局	T G
携帯移動地球局	T U P

別表第十二号 航空機の用途コード

項目	コード
航空運送事業用	ACW
航空機使用事業用	ACV
自家用	ACO
消防用	FIR
学術研究用	SCI
教育用	EDC
航空機製造修理事業用	ACT
海上保安用	MSA
警察用	GMP
防災行政用	DAI
新聞通信用	NPW
その他	ZZZ

別表第十三号 軌道の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
円軌道	C
楕円軌道	E
上記以外の軌道	Z

第2 付加コード

項目	コード
同期軌道	1
回帰軌道	2
準回帰軌道	3
極軌道	4
太陽同期軌道	5
太陽同期準回帰軌道	6
上記以外の軌道方法	Z

注 基本コード及び付加コードの項目から各該当するコードを選択し記載する。また、Zを選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十四号 無線設備の種別コード

項目	コード
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（固定型）	J
超短波帯（150MHz）の無線設備の機器（携帯型）	P
中短波帯の無線設備の機器	K
中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	L
船舶自動識別装置	S
簡易型船舶自動識別装置	R
超短波帯（150MHzD S B）の無線設備の機器	X
超短波帯（40MHzD S B）の無線設備の機器	W
短波帯（27MHzS S B）の無線設備の機器	U
短波帯（27MHzD S B）の無線設備の機器	V
その他	N

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種別	設置場所	項目	備考	コード
中波放送	地上	中波放送に関する送信の標準方式(平成4年郵政省令第4号)によりモノホニック放送を行うもの	中波放送に関する送信の標準方式第4条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	AA1
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりステレオホニック放送を行うもの		AA2
	地上	中波放送に関する標準方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		AA3

データ放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 15 年総務省令第 26 号）第 5 章第 2 節又は第 6 章第 3 節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 52 条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	DA 1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 6 章第 2 節に規定される方式により放送を行うもの		DA 2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 6 章第 4 節に規定される方式により放送を行うもの		DA 3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 5 章第 3 節又は第 6 章第 5 節に規定される方式により放送を行うもの		DA 4
超短波放送	地上	超短波放送に関する送信の標準方式（昭和 43 年郵政省令第 26 号）第 2 章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの	超短波放送に関する送信の標準方式第 12 条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	FA 1

地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの		F A 2
地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		F A 3
人工衛星	超短波放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送するもの		F A 4
地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	F A 5
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		F A 6
人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの		F A 7

	地上又は人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定される方式により放送するもの		F A 8
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		F A 9
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		F A A
超短波音声多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和63年郵政省令第25号）に規定される方式により放送するもの		F B 1
超短波文字多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式に規定される方式により放送するもの		F C 1

超短波データ多重放送	人工衛星	超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(平成7年郵政省令第17号)に規定される方式により放送するもの		FD 2
標準テレビジョン放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第36号)第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第21条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA 1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA 2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		TA 3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		TA 4

	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5
標準テレビジョン音声多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和58年郵政省令第23号）第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第13条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TB1
標準テレビジョン文字多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和60年郵政省令第77号）により放送を行うもの	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第19条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TC1
標準テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成6年郵政省令第47号）第2章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第10条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TD1

	地上又は人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第1章の2第2節又は第2章第3節に規定される方式により放送するもの		TD 2
	地上	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第1章の2第3節に規定される方式により放送するもの		TD 3
高精細度テレビジョン放送	人工衛星	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第16号)により放送するもの	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第21条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH 1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH 2

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH3
高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送するもの		TH5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送するもの		TH6
高精細度テレビジョン音声多重放送	人工衛星	高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第17号)により放送を行うもの	高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第7条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TI1

高精細度テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第10条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	T J 1
--------------------	------	---	--	-------

別表第十六号 通信方式コード

第1 1文字目

項目	コード
単向通信方式	T
単信方式	S
複信方式	D
半複信方式	H
同報通信方式	M

第2 2文字目

項目	コード
多重を除く方式	N
周波数分割多重方式	F
時分割多重方式	T
符号分割多重方式及び時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式	C
上記以外の多重方式(注1)	X

第3 3文字目

項目	コード
1周波方式	1
2周波方式	2

第4 4文字目

項目	コード
中継なし	N
直接中継(アナログ方式)	C
ヘテロダイン中継(アナログ方式)	H

ベースバンド中継（アナログ方式）	B
再生中継（デジタル方式）	S
非再生中継（デジタル方式）	D
上記以外の中継方式（注2）	X

記載例 DF2B

注1 備考欄に多重方式の名称を記載すること。

注2 備考欄に中継方式の名称を記載すること。

別表第十七号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管
又は半導体コード

第1 低下させる方法コード

項目	コード
減衰器なし	N
固定減衰器	F
可変減衰器	M

注 減衰器は、一の減衰量の値を持つ場合には固定減衰器とし、それ以外の場合は可変減衰器とする。

第2 変調方式コード

項目	コード
無変調	N
二分の π シフト差動二相位相変調	P/2D2PSK
上記以外の差動二相位相変調	D2PSK
上記以外の二相位相変調	2PSK
差動四相位相変調	D4PSK
オフセット四相位相変調	O4PSK
マルチサブキャリア四相位相変調	M4PSK
四分の π シフト四相位相変調	P/44PSK
上記以外の四相位相変調	4PSK
差動八相位相変調	D8PSK
上記以外の八相位相変調	8PSK
上記以外の位相変調（注1）	PSK
GMSK	GMSK
上記以外のMSK	MSK

上記以外の二値周波数偏位変調	2 F S K
四値周波数偏位変調	4 F S K
上記以外の周波数偏位変調	F S K
上記以外の周波数変調（注1）	F M
一二値直交振幅変調	12Q A M
マルチサブキャリア一六値直交振幅変調	M16Q A M
上記以外の一六値直交振幅変調	16Q A M
二四値直交振幅変調	24Q A M
三二値直交振幅変調	32Q A M
マルチサブキャリア六四値直交振幅変調	M64Q A M
上記以外の六四値直交振幅変調	64Q A M
一二八値直交振幅変調	128Q A M
二五六値直交振幅変調	256Q A M
上記以外の直交振幅変調	Q A M
一六値振幅位相変調	16A P S K
三二値振幅位相変調	32A P S K
上記以外の振幅位相変調	A P S K
実数零点単側波帯変調方式	R Z S S B
A S K	A S K
S S B	S S B
V S B	V S B
D S B	D S B
上記以外の振幅変調（注1）	A M
直交周波数分割多重変調	O F D M
パルス変調（注1）	P
直接拡散のスペクトル拡散方式	D S S S
周波数拡散のスペクトル拡散方式	F H S S
上記以外のスペクトル拡散方式	S S
上記以外の変調方式（注2）	Z

注1 特殊な変調方式を用いる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

注2 備考欄に変調方式の名称を記載すること。

第3 発振コード

項目	コード
L C 発振、R C 発振及び L R C 発振（組合せ）	L R C

方法の違うものを含む。)(注1)	
水晶発振(注1)	S
ルビジウム発振(注1)	R
セシウム発振(注1)	C
上記以外(注2)	Z

注1 周波数シンセサイザ方式を含む。

注2 具体的な発振の名称を備考欄に記載すること。

第4 終段部の真空管又は半導体コード

項目	コード
電界効果トランジスタ(FET)	FET
高電子移動度トランジスタ(HEMT)	HEMT
上記以外のトランジスタ(注)	TRA
進行波管(TWT)	TWT
上記以外の真空管(注)	Z

注 備考欄にその名称を記載すること。

別表第十八号 EQLコード

項目	コード
自動等化器なし	N
自動等化器あり($z=3.47$)	A
自動等化器あり($z=5.37$)	B
自動等化器あり($z=31.6$)	C
自動等化器あり($z=3.47$ 、 $z=5.37$ 及び $z=31.6$ のものを除く。)(注)	D

z : 許容帯域内一次振幅偏差(真数)

注 z の値を備考欄に記載すること。

別表第十九号 空中線型式等のコード、偏波面コード及び追尾の方式コード

第1 送受の別コード

項目	コード
送受信空中線	M
送信空中線	T
受信空中線	R

第2 基本コード

項目	コード
単一	T I
八木	Y A
パラボラ	P A
平面	P L
ホーン	H O
ダイポール	D P
グレゴリアン	G G
カセグレン	K G
ループ（リングを含む。）	L U
ターンスタイル	T S
スーパーゲイン	S G
ワイヤ（L、V、T、逆L、逆Vを含む。）	W I
漏洩同軸	L C
コーリニア	C L
レンズ	L N
コーナリフレクタ	C R
スロット	S R
ヘリカル	H E
カージオイド	C O
頂部負荷型	T L
基部設置型	B G
その他指向性アンテナ（注）	Z D
その他無指向性アンテナ（注）	Z O

注 備考欄に内容を記載すること。

第3 付加コード

項目	コード
ダイバーシティ	D
回転式	T
複合型	M
オフセット	O
反射器付き	R

第4 偏波面コード

項目	コード
垂直偏波 (V)	V
水平偏波 (H)	H
V及びHの組合せ	VH
45度偏波	45
右旋回(楕円)偏波 (R)	R
左旋回(楕円)偏波 (L)	L
R及びLの組合せ	RL
その他(注)	Z

注 備考欄に内容を記載すること。

第5 SDコード

項目	コード
スペースダイバーシティなし	N
スペースダイバーシティあり(切替え)	S
スペースダイバーシティあり(RF合成)	R
スペースダイバーシティあり(IF合成)	I

第6 追尾の方式コード

項目	コード
自動追尾のみ	AUTO
自動追尾と手動追尾を併用	AND
手動追尾のみ(追尾機能を有しない場合を含む。)	N

別表第二十号 回線の条件コード

項目		コード
電気通信業務用以外の場合	片方向通信を行う回線	A
	双方向通信を行うものであって回線瞬断率を符号誤り率が 10^{-7} を超える時間率とする回線	B
	上記以外の回線	C
電気通信業務用の場合	周波数を限定して送受信を行う回線	D
	上記以外の回線	E

別表第二十一号 種類コード

項目	コード
平面反射板（1枚）	S
平面反射板（2枚）	W
パラボラ背面給電	P
その他（注）	X

注 備考欄に内容を記載すること。

別表第二十二号 附属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
警報装置（移動する無線局を除く。）	ALM	警報を発し又は警報を受ける場所若しくは識別信号	注1
監視装置（移動する無線局を除く。）	MON	監視し又は監視される場所若しくは識別信号	注1
制御装置（移動する無線局を除く。）	CON	制御し又は制御される場所若しくは識別信号	注1
注意信号選択警報装置（海岸局に限る。）	ASA		
放送スクランブル装置	BCS	方式	
データ付加装置	D		
遭難警報送出ボタン（船舶地球局及び航空機地球局に限る。）	DSB		
緊急警報信号発生装置（放送局及び地球局に限る。）	EWS	使用する地域符号	注2
識別装置（無線標識局、無線航行陸上局、無線評定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局に限る。）	IDS	方式	
テレメーター付加装置	L		注3

連絡線	OWL	<p>1 放送局の場合は、次によること。</p> <p>(1) 他の放送局の電波の周波数を変換し再発射する放送局当該他の放送局の名称</p> <p>(2) (1)以外のもの 有線又は無線の別、伝送方式(ステレオホニックス放送に使用するものに限り、複合信号伝送方式、和差信号伝送方式、左右信号伝送方式等の別を記載すること。)、区間及び回線数</p> <p>2 1以外の無線局 有線又は無線の別及び区間</p>	注4
電気通信事業用回線に接続する交換機	P B X		注3
多重端局装置	T	方式	
無線呼出局用端局装置	P T		
空中線柱、給電線柱(放送局に限る。)	P T R	高さ、基部地上高及び基数	注2
音声調整装置又は映像調整装置(放送局に限る。)	T S		
撮像装置(テレビジョン伝送装置を含む。放送局を除く。)	V D S		

模写伝送装置（ファクシミリ）	F		注3
選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）	S	トーン信号周波数（トーンスケルチ型選択呼出装置に限る。）又はデジタルコード（デジタルコードスケルチ型選択呼出装置に限る。）	注5
デジタル選択呼出装置（海岸局に限る。）	D S C		
印刷電信装置（狭帯域印刷電信装置を含む。）	N D P		注3
周波数測定装置	W	検定規則第8条第1項の検定番号	
インマルサット高機能グループ呼出受信機	E G C	型式又は名称及び製造番号	
チャンネル選択補助装置（放送局に限る。）	C S A		

注1 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し又は制御するものは記載を要しない。

注2 他の放送局及び地球局と共用するものであるときは当該他の放送局及び地球局の名称を記載すること。

注3 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、記載を要しない。

注4 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該放送局が同一人に属する他の放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の放送局から当該申請若しくは届出に係る放送局までの連絡線について記載すること。

注5 海岸局及び無線標定移動局にあっては、記載事項の欄に掲げる事項の記載を要しない。

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
設備規則第 58 条の 2 の 13 第 1 項に規定する固定局の無線設備	F X
設備規則第 49 条の 6 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備	T D M A
設備規則第 49 条の 6 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 1
設備規則第 49 条の 6 の 4 に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 2
設備規則第 49 条の 6 の 5 に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 3
設備規則第 49 条の 6 の 6 に規定する陸上移動局の無線設備	C D M A 4
設備規則第 49 条の 6 の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	T D O F D M
設備規則第 49 条の 6 の 8 に規定する陸上移動局の無線設備	T D F D M A
設備規則第 49 条の 6 の 9 に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 1
設備規則第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局の無線設備	S F D M A 2
設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備	O F D M 1
設備規則第 49 条の 6 の 12 に規定する陸上移動局の無線設備	O F D M 2
設備規則第 49 条の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	M C A
設備規則第 49 条の 7 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 1
設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 2
設備規則第 49 条の 15 第 1 項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T
設備規則第 49 条の 19 第 1 項及び第 2 項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A
設備規則第 49 条の 21 第 1 項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A 5
設備規則第 49 条の 25 に規定する陸上移動局の無線設備	R U
設備規則第 49 条の 28 に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 1
設備規則第 49 条の 29 に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
設備規則第 49 条の 30 に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 3
設備規則第 57 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する陸上移動局の無線設備	R Z 1
設備規則第 57 条の 2 の 2 第 1 項から第 3 項までに規定する陸上移動局の無線設備	R Z 2
設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する陸上移動局の無線設備	D N 1
設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項から第 3 項までに規定する陸上移動局の無線設備	D N 2
設備規則第 54 条の 3 に規定する地球局の無線設備	V S A T
設備規則第 49 条の 18 第 1 号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O D
設備規則第 49 条の 18 第 2 号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O D

設備規則第 49 条の 23 第 1 号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O
設備規則第 49 条の 23 第 2 号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O
設備規則第 49 条の 24 第 1 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M C
設備規則第 49 条の 24 第 2 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M B
設備規則第 49 条の 24 第 3 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M M
設備規則第 49 条の 24 第 4 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M M M
設備規則第 49 条の 24 第 5 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M F
設備規則第 49 条の 24 第 6 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M D
設備規則第 49 条の 24 第 7 項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M B G A N
設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S V
設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局の無線設備	A E S

参考

- 平成 22 年 7 月 30 日総務省告示第 279 号（一部改正）
- 平成 21 年 10 月 2 日総務省告示第 469 号（一部改正）
- 平成 21 年 6 月 30 日総務省告示第 342 号（一部改正）
- 平成 21 年 6 月 8 日総務省告示第 309 号（一部改正）
- 平成 21 年 4 月 3 日総務省告示第 245 号（一部改正）
- 平成 21 年 2 月 20 日総務省告示第 87 号（一部改正）
- 平成 20 年 12 月 22 日総務省告示第 706 号（一部改正）
- 平成 20 年 7 月 17 日総務省令第 83 号（無線設備規則の一部を改正する省令）
「無線設備規則第 58 条の 2 の 13」を削除（本告示別表第 23 号関連）

附 則

この省令は、公布の日（平成 20 年 7 月 17 日）から施行する。

- 平成 20 年 5 月 8 日総務省告示第 287 号（一部改正）
- 平成 20 年 3 月 26 日総務省告示第 164 号（一部改正）
- 平成 19 年 8 月 23 日総務省告示第 489 号（一部改正）
- 平成 19 年 8 月 1 日総務省告示第 442 号（一部改正）
- 平成 19 年 6 月 29 日総務省告示第 379 号（一部改正）
- 平成 19 年 5 月 24 日総務省告示第 307 号（一部改正）
- 平成 19 年 3 月 9 日総務省告示第 132 号（一部改正）
- 平成 18 年 11 月 20 日総務省告示第 605 号（一部改正）
- 平成 18 年 1 月 24 日総務省告示第 43 号（一部改正）
- 平成 17 年 5 月 6 日「正誤」官報第 4086 号

○ 平成 16 年 11 月 9 日総務省告示第 859 号

附 則

この告示は、平成十七年五月九日から施行する。